

学生等の学びを継続するための緊急給付金について

1. 本事業の趣旨

一般の新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金10万円を支給する事業です。

2. 支給対象者（正規生）

①「日本学生支援機構の給付奨学金」が12月10日に振り込まれている方

※該当者には、学籍番号のメールアドレス宛に個別に御案内済みであり、3. 以下に示す手続きとは異なりますので、個別に連絡した内容を御確認下さい。

※「日本学生支援機構給付奨学金」とは、2018年度に開始した給付奨学金（旧制度）と2020年度に開始した高等教育の修学支援新制度の給付奨学金（新制度）のことです。

②上記①のほか、正規生で給付を希望する者のうち、文科省の示す要件をもとに、大学等が総合的に判断の上、推薦する者

3. 「2. 支給対象者」のうち、②に該当する方の申請の流れ

①「[申請時の留意事項\(三重大学\)](#)」, 「[申請の手引き\(文部科学省\)](#)」を確認する。**必ず確認した上で申請をしてください。確認不足により申請内容に不備があった場合は、対象外となる場合があります。**

②1次申請を行う。(申請方法等については、4. 参照)

③1次申請後、速やかに提出書類を揃え、2次申請を行う。(申請方法等については、5. 参照)

④学内選考後、大学から日本学生支援機構に推薦し、機構における選考後、採用者については、順次支給されます。

※選考結果については、日本学生支援機構からの振込をもって通知と代えさせていただきます。(不採用の場合も通知はありません。)

4. 1次申請について

以下 URL より、moodle にログイン、1次申請を行ってください。1次申請では、主に当該事業への申請の意向確認と採用された場合の振込先の登録となります。

登録口座については留意事項がありますので、「申請時の留意事項(三重大学)」を御確認ください。

また、アンケートの回答事項は2次申請の記載事項と一致させる必要がある項目がありますので、お手元に2次申請書類を準備してから回答してください。

1次申請期間：令和3年12月23日（木）～令和3年1月6日（木）厳守

申請 URL：<https://moodle.mie-u.ac.jp/moodle35/mod/questionnaire/view.php?id=399635>

※2次申請は、1次申請者を対象としており、上記期間に申請しなかった場合には、2次申請をすることが出来ませんので、期日厳守で1次申請入力をお願いいたします。

5. 2次申請について

以下の申請書類に必要事項をご記入の上、郵送又は窓口まで提出してください。（※様式は、それぞれ、[こちら\(文部科学省 HP\) からダウンロード](#)し、A4 サイズで両面印刷してください。）

- 申請書類：①【様式1】申請書
②【様式2】誓約書
③ 様式1添付書類

2次申請期間：1次申請後速やか ～ 令和3年1月11日（火）必着

郵送の場合の宛先：

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577

三重大学学務部学生支援チーム

※封筒の表に「緊急給付金申請書類在中」と朱書きしてください。

窓口：総合研究棟Ⅱ1階 学務部学生支援チーム 1番窓口(免除・奨学金担当)

※平日9時～17時（12月29日～1月3日及び土日祝は窓口が開いていません。）

その他：

- ・郵送の場合は、期間終了日必着とし、窓口の場合には、同日17時までとなります。
- ・申請書類に不備があると受け付けられませんので、余裕を持って提出してください。
- ・虚偽の申請内容が発覚した場合は、返還を求めることがありますので、十分にご留意ください。

6. 学内選考について

学生からの提出書類に基づき、学内選考を行ないます。選考にあたっては、文部科学省が示す要件に基づき判断し選定します。

7. 本件の問い合わせ先について

学務部学生支援チーム 1番窓口(免除・奨学金担当) 総合研究棟Ⅱ1階

電話番号：059-231-9678 又は 059-231-9061

E-mail:kinkyushien★ab.mie-u.ac.jp

(メール送信の際は、「★」を「@」に変更してください。)

※問い合わせの際は、学籍番号と氏名を初めにお示しください。

※メールでの問い合わせの場合、件名を「**学生等の学びを継続するための緊急給付金について**」としてください。また、本文には「学籍番号」「氏名」を必ず記載してください。